

◇経営安定等のために資金を必要とする事業者の皆様へ◇

認定

セーフティネット保証等

融資

経営安定等

保証制度に関する認定要件

鹿児島市では、以下の保証制度等に関する認定を行っています。

保証の種類	セーフティネット保証5号	経済環境変化等
関係法令等	中小企業信用保険法第2条第5項第5号	鹿児島市中小企業融資実施要綱
認定要件	国が指定する業種を営んでおり、原則として、最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。	市が指定する業種を営んでおり、最近3か月の売上高等が前年同月に比して5%以上減少していること。
指定期間等 ※必要に応じて延長されます。	令和6年7月1日～令和6年9月30日	令和6年7月1日～令和6年9月30日

融資制度

セーフティネット保証等の認定を受けることにより次の融資制度の利用が可能になります。

【運:運転資金 設:設備資金】

	鹿児島市中小企業融資制度	鹿児島県融資制度	協会制度
資金・制度	経営安定化資金 (経済環境変化等)	経営力強化資金	経営力強化保証制度
対象者 (利用保証制度等)	経済環境の変化や桜島降灰の影響等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方 (1)セーフティネット保証5号 (既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。) (2)その他の方	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
融資限度額	運・設 3,000万円	運・設 5,000万円	運・設 2億8,000万円 (無担保保額 8,000万円まで)
融資期間 (うち据置期間)	運 7年以内(据置2年以内) 設 10年以内(据置2年以内)	運 5年以内(据置1年以内) 設 7年以内(据置1年以内) 借換 10年以内(据置1年以内)	運 5年以内(据置1年以内) 設 7年以内(据置1年以内) 借換 10年以内(据置1年以内) 一括返済の場合は1年以内
信用保証料率	年0.09%~0.38%(4/5補助後)	対象者(1) 年0.62%※ 対象者(2) 年0.27%~1.57%※ (いずれも、補助後)	一般 年0.45%~1.75% SN5号 年0.80%
融資利率	1年以内 年1.6% 1年超 3年以内 年1.8% 3年超 5年以内 年1.9% 5年超 7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%	1年以内 年1.6% 1年超 3年以内 年1.8% 3年超 5年以内 年1.9% 5年超 7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%	金融機関所定の利率
資金・制度	経営安定化資金 (セーフティネット保証対応)	セーフティネット対応資金	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)
対象者 (利用保証制度等)	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証5号
融資限度額	運・設 3,000万円	運・設 5,000万円	運・設 2億8,000万円 (無担保保額 8,000万円まで)
融資期間 (うち据置期間)	運 7年以内(据置2年以内) 設 10年以内(据置2年以内)	運 7年以内(据置2年以内) 設 10年以内(据置3年以内)	10年以内(据置1年以内)
信用保証料率	5号 年0.16%(4/5補助後)	5号 年0.62%※	5号 年0.80%
融資利率	1年以内 年1.6% 1年超 3年以内 年1.8% 3年超 5年以内 年1.9% 5年超 7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%	1年以内 年1.6% 1年超 3年以内 年1.8% 3年超 5年以内 年1.9% 5年超 7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%	金融機関所定の利率

※パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は、さらに0.1%引下げ

○問合せ先

【鹿児島市産業支援課】 山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 MAP① TEL216-1324

【鹿児島県中小企業支援課】 鴨池新町10-1 TEL286-2946

【鹿児島県信用保証協会保証部】 加治屋町14-3 MAP⑨ TEL223-0271